

令和3年9月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和3年8月24日

番 号	件 名	付託委員会	紹 介 議 員
49-1	国に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情（陳情）	社会委員会	
49-3	地域環境を考慮しない太陽光発電施設設置の規制強化を求める陳情（陳情）	社会委員会	
49-4	「出産育児一時金の増額を求める意見書」の提出を求める請願（請願）	社会委員会	前田 久子
49-5	上の原区公民館に投票所設置を求める請願（請願）	総務文教委員会	二瓶 裕史

※請願・陳情番号49-2は取下げ

(49-1)

国に対し「75歳以上の医療費窓口負担2割化実施に反対する意見書」の提出を求める陳情
(陳情)

【陳情の趣旨】

菅政権は、「75歳以上の高齢者医療費窓口負担を2割化にする法案」を先般の通常国会で可決成立させ2022年度中にも実施することを決めました。

改正案は、引き上げの対象を370万人とし、年収200万円以上(単身世帯の場合)と夫婦共に75歳以上の場合、年収計320万円以上で一人当たり平均3万4千円の負担増となります。所得基準も国会審議を要せず政令により変更ができるようになり、さらに低所得の対象者が増えることが懸念されます。

現在のコロナ禍のもとでの医療費の負担増は、高齢者の厳しい生活にさらなる追い打ちをかけるものです。高齢者団体や医療団体からも反対の声が広がっています。日本医師会の中川会長も「新型コロナウイルス感染症が流行する中で、受診控えをより一層促し後期高齢者の健康に悪影響を及ぼしかねない」と指摘しています。

国は「現役世代と負担を公平化する」などと言っていますが、誰でも年を重ねれば病気にかかりやすくなり医療をより多く必要とするのは自明の理であります。現在の1割負担でも75歳以上の窓口負担は、現役世代と比較して1.7倍にも上り、現役世代との公平化という建前は成り立ちません。

すでに医療費の窓口負担を理由に受診を控える人もいるなか、75歳以上の医療費窓口負担2割化は重篤化による更なる医療費の増大を招き、手遅れによる死亡者を増大させることになりかねません。

以上の事から議会として地方自治法第99条に基づき下記の事項について国に対して意見書の提出をして頂きますようお願いいたします。

記

【陳情項目】

- 1、75歳以上の医療費窓口負担2割化の実施を中止すること。

(49-3) 地域環境を考慮しない太陽光発電施設設置の規制強化を求める陳情 (陳情)

(陳情主旨)

現在全国各地で、太陽光発電事業者と設置地域住民とのトラブルが頻発しています。伊那市においても、前原、西箕輪中条、西高遠桜町、三義荊口、ますみヶ丘、そして本陳情の提出区である藤沢御堂垣外などで、太陽光発電所計画を巡る問題が起きています。問題点は、景観面、防災面、生活環境面、文化財保護など様々な分野に及びますが、そこに共通して在るのは、計画が地域住民の理解を得ないまま一方的に立案されていることへの不信感、施設の設置が地域環境を悪化させると住民が抱く危機感です。持続可能な社会を築くための再生可能エネルギー普及が、本来守るべき国土や地域環境と社会を損ないながら進められる側面が有ることを強く憂慮します。

高遠町藤沢御堂垣外では、集落中心部の800坪ほどの農地に、約1000枚のパネルが並ぶ太陽光発電施設が計画されています。50kW未満の低電圧施設に3分割されFIT認証を取得し、設置後には転売も考えられています。御堂垣外が位置する杖突街道沿では、山村環境を特徴にすえた移住定住施策や観光施策などに応えうる地域として、今までも行政と住民との協働が行われてきました。伊那市高遠町としては「日本で最も美しい村」連合にも加盟しています。ここで描く地域の未来像は、桜の下に石仏が静かに佇む山村風景であり、ソーラーパネルがそれらに置き換わるものではないと考えます。

事業計画地は住宅が隣接する土砂災害警戒区域内です。両岸に土砂災害特別警戒区域を抱える藤沢川の屈折部に接し、大雨時には溢流の可能性があります。住民が災害に不安を抱くのは理解に難くないはずですが、御堂垣外区はこのような理由から、御堂垣外区総会において、計画地への太陽光発電事業を受け入れないことを決議し、計画の白紙撤回を求めています。

事業計画は立案時に住民の理解を得て進めることを徹底すべきです。そうでなければ、伊那市は地域環境について将来に渡る問題を抱える事になります。地域住民は、再生可能エネルギー普及の必要性は理解しています。しかしその制度設計が抱える矛盾の狭間で、現在、問題対応へ大きな緊張と労力を強いられ苦しんでいます。ここで住民が頼り支えにするのは、地域の未来像を共有し協働し得るパートナーである地方自治体と市民の代表である議会です。

再生可能エネルギー事業の導入が地域環境を損なう形とならないためには、「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」およびこれから検討される関連条例が、実情を反映した実効性の高い内容となることが望まれます。ガイドライン改訂、条例制定を早急により効果的な内容となるように、議会から市政へ、以下の意見を参考に要請していただきたく陳情いたします。また条例制定に至る期間にも、計画は進み問題は深刻化していきます。この現状へも一刻も早い対応を求めます。

記

1. 各地で問題となっている、住宅隣接地、景観上影響を与える土地、優良農地、優良林地、国土保全または防災上懸念が有る土地等での規制の見直し及び、規制境界域での計画について基準を設けること。
2. 計画立案時における事前協議実施を義務化し、計画の可否を含め住民の理解を求めること。また説明対象範囲の適正化をすること。
3. 明らかな分割案件、不適切な事業面積、意図的な規制逃れと判断される計画等、事業者と住民間でのトラブルへ早急な対応をすること。
4. 条例、ガイドラインは、事業者に計画立案から事業終了後の原状回復までの責任と、より慎重な対応を課す制度設計とし、実情に応じ見直してゆくこと。

(49-4)

「出産育児一時金の増額を求める意見書」の提出を求める請願(請願)

令和元年の出生数は85万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、出産育児一時金はその大事な一手であると考えられます。

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均は約52万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賸えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療保障制度掛金分3万円を1.6万円に引き下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。更に2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛け金を1.2万円に引き下げ、本人の受け取る額を4000円増やす事になっていますが、依然負担は大きくのしかかってくるのが現状です。

少子化対策は、わが国の最重要課題であり、子育てのスタート期に当たる、出産時の経済的な支援策を強化する事は欠かせません。よって国においては早急に、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態把握の上、増額に向けての検討を、求めるものであります。

貴議会におかれましては、現在の負担に見合う形で、出産育児一時金の引き上げをする様、国及び関係機関に意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

(49-5)

上の原区公民館に投票所設置を求める請願（請願）

請願理由

2021年4月現在上の原区には有権者が1282人、上牧区東部には516人、合計1798人がいます。上の原区の有権者は第49投票所日影区公民館へ行っていますが約50メートルの高低差があり、遠い人で約2.4kmあります。

一方上牧区東部の有権者は第13投票所伊那北保育園で同じように高低差があり約2.9kmも遠い所に行かなければなりません。両地区ともこの40年ほどの人口急増地帯ですが投票所の新設もなく日影区公民館投票所は3197人と伊那市最大の有権者数です。伊那北保育園は2622人と4番目の有権者数です。

「徒歩での平均移動時間が1分長くなると投票率が0.4%ポイント下がる。」

「投票所から徒歩10分以内の投票区内面積が増すとその投票区の投票率が高くなる。」という投票行動、計量政治学者の論文もあります。

一票の選挙権を行使するためにこの移動距離の遠近差は大きな格差が生じます。

- ① 高齢者が運転免許返上などで交通弱者が増えたこと。
- ② 上牧区東部からは公共交通機関がないこと。福島・手良循環バスは日曜日運休している。
- ③ 身障者、高齢者は車いすなどでの長距離移動は困難であること。

などのため上の原区、上牧区東部地区で棄権する人が多いことが以下の数字にも表れています。

第39投票所：上の原区の投票率は41.2%、上の原区以外では36.7%

第13投票所：上牧区東部の投票率30.2%、上牧区東部以外では40.2%

(2021年4月25日実施参院補選の投票率：伊那市選管資料)

長い間、選挙管理委員会が人口急増に対処してこなかったことが投票率に表れています。

参考に別紙、昭和44年5月15日自治省選挙部長通知を添付します。

私たちは上の原区公民館に投票所設置を求め629人の署名を添え以下の請願をします。

本来であれば直接市に訴えるべき事項ですが、それだけでは難しいので議会のお力添えをお願い申し上げます。

請願事項

- 1、上の原区公民館に上の原区と上牧区東部の有権者を対象とした投票所の設置を実現すること。

以上

資料 1 自治省選挙部長通知

・昭和 44 年 5 月 15 日 自治省選挙部長通知 ※抜粋

投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の増設については、日ごろから努力をわずらわしているところであるが、最近の都市化および過疎化に伴う選挙人の集団の状況、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を充分考慮のうえ、下記事項について積極的に措置するよう管下市町村に対し適切なお指導をお願いする。(以下略)

記

- 一 遠距離地区(投票所から選挙人の住所までの道程が三キロメートル以上ある地区)を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。
- 二 過大投票区(一投票区の数がおおむね三千人を越えるもの)にあっては、おおむね三千人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。
- 三 その他前二項に該当しないものであっても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が二キロメートル以上であって、かつ一投票区の数が増える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。(以下略)

付記：1 自治省は 2001 年 1 月の中央省庁再編に伴い、総務省に統合された。

2 昭和 44 年は西暦 1969 年。